

# 障害がある方がまずは消費者に

## ○障害福祉サービスの選択

ニーズに応じてサービス内容と対価から選択

→ 選ばれる緊張感から質の向上  
ニーズに応じたサービスへの転換

→ 社会資源の創設(地域生活、就労支援のサービス)

## ○消費するために働く(←何のために働くのか?)

→ 働くことのインセンティブ(動機付け)を  
豊かな生活のために

洋服、食事、住居、家電、旅行、趣味等

# ある利用者からの声（県民の声）

## 20. 7. 14 葉書にて受付

### **公的機関から福祉（授産施設）の補助金について**

毎月の補助金ですが、介護、訓練費等などですが介護を受ける者が仕事ができるわけではありません

又、訓練ですが単純な内職をしています。訓練になるのでしょうか

補助金の中から5千円でも利用者に配分すべきではないかと思えます。

不況の折、施設への補助金は多すぎますし、サービスも受けていません。内職はしています。

# 従来の課題及び障害者自立支援法の見直し等

## 〔従来の仕組みの課題〕

- ・ 施設利用者は様々なニーズを持った方が混在しており、地域で生活したい、働きたい、社会のために自分も何かしたいなどニーズに合わせた個別支援が単独の施設では提供が困難(社会資源が不足していたため、保護者等はサービスが利用できるだけで満足していた傾向が強い)。
- ・ 24時間を通じた施設での生活(支援)であったため、利用者が希望しても他の施設でのサービス利用が不可(花、パンが作りたいたいなど)
- ・ 帰省中などにホームヘルパーなどのサービスが公費助成の重複の課題があり、利用できない。
- ・ 定員の充足が月初めの契約者数で決まるため、利用状況に余裕があっても、定員以上の受け入れができない。

## 〔障害者自立支援法による見直しの効果・評価〕

### 《利用者》

- ・ 日中支援の場を自分のニーズに合わせて選択が可能となり、効果的な支援を受けることができる。
- ・ 施設入所者が帰省中にもサービスの利用が可能。
- ・ 病気などによりサービスの利用ができない場合、利用料の負担が不要

### 《サービス提供者》

- ・ 従来、安定した収入があったが、利用状況によって変動するため経営が不安定
- ・ 利用者のニーズに応じた支援内容への転換が必要
- ・ 提供するサービスのセールスポイントを求められる。(→得意分野を生かすことが可能)
- ・ 事業所間で利用者の取り合いが生じ、競争の激化(→求められるサービスの提供によって収入増も可能)

### 《現状の課題》

- ・ 必要なサービスを選択し、利用の対価を利用料で支払うという市場主義が障害福祉分野で未成熟(「新事業体系への移行が進まないため、選択するサービスがない」、「サービスの利用は無料等の意識が依然としてある」)
- ・ 一気にサービスの内容に応じた報酬単価が導入されたため、事業者はサービス内容の見直しを迫られることに対する反発(経過措置による激変緩和措置が施行後導入)
- ・ 財政的な理由から、施設入所支援に比べて地域生活支援の報酬単価が低いため、事業者の地域生活支援へのサービス移行が困難

例：通所授産施設(定員40人)の場合の事業収入

(利用率:94.5%(国設計)) → 20年度単価改定(4%アップ)

( )は激変緩和による保障額(90%)

単位:円

区分	従来	障害者自立支援法				備考
		旧法施設	就労継続	就労移行	多機能	
知的	6,420,000	6,536,134 (5,830,680)	4,620,000 (5,830,680)	7,048,800 (5,830,680)	5,621,000 (5,830,680)	収入がかなり減る *従来単価が高い(団体の力等)
身体	4,972,000	5,110,554 (4,599,499)	4,620,000 (4,599,499)	7,048,800 (4,599,499)	5,621,000 (4,599,499)	大きな変化はない
精神	2,558,180	2,558,180 (2,302,362)	4,620,000 (2,302,362)	7,048,800 (2,302,362)	5,621,000 (2,302,362)	利用者の確保ができれば大幅な収入増

# 一般就労を目標とするとの考え方について

就労についても本人の選択によってサービスを選択することができる。

一般就労を希望

①就労移行支援

②就労継続支援事業A型(雇用契約)や就労継続支援事業B型等を利用しながら次のステップを目指す。

福祉的就労を希望

①就労継続支援事業A型、B型

②生活介護、自立訓練(生活訓練)、地域活動支援センター等のサービスを受けながら工賃を受けることも可能。

\*なお、障害者自立支援法はどんなに障害が重い方であっても、本人が一般就労を希望されるのであれば、支援者(サービス提供者)はその実現に向け努力することを求めている。

(利用者は、ニーズを満たすためにサービスを利用するのであって支援者が勝手に可能性を決めつけない。)

## 4 「働きたい」を支援

# 「働きたい」を支援するイメージ

### 従 来

- 社会資源が不足、利用できるだけでありがたい
- 保護者自ら作業所立ち上げ

### 現 在

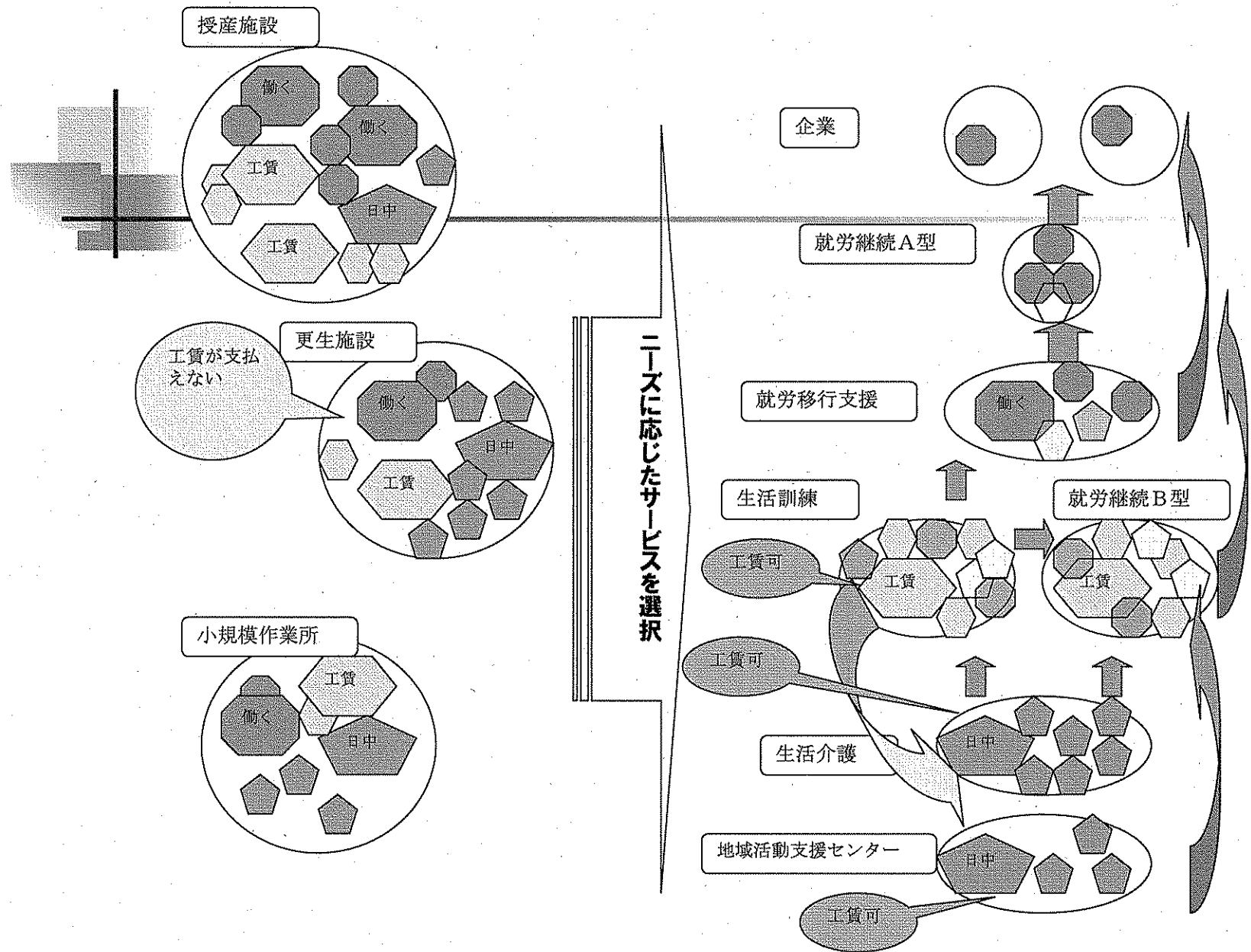
- ニーズにあったサービスがない
- 事業所を変わることに気が引ける
- 個別のニーズに十分対応できない

### 目指すべき姿

- ニーズに応じたサービスを提供
- ニーズに応じてサービスを選択
- 目標に向かってサービスをステップアップ
- 複数のサービス事業者を利用可能

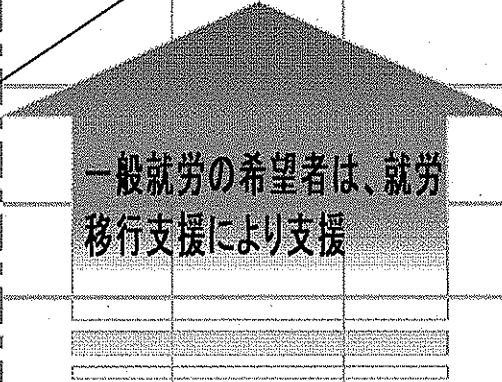
### 推進するための取り組み

- 障害福祉計画の見直し作業を通じ、地域に必要なサービスを検討
- コンサルタント派遣等により新事業体系への移行を支援
- 基金事業等を活用し、施設や設備を改修・充実
- 成功例の提示や工賃3倍計画等の推進により就労意欲の醸成
- 個別支援計画の策定推進により、ニーズに応じたサービス選択





区 分		利用制限	利用者の能力やニーズに合わせた働き方の選択				
一 般	企業	障害程度区分 による利用制 限なし	/	/	/	/	
	特例子会社						
福 祉	就労継続A						
	就労継続B						
	地域活動支援センター						
生活介護等		3以上	/	/	/	/	
						最低賃金	収入



# 小規模作業所等工賃3倍計画について

## (1) 背景

障害者自立支援法

- ・地域移行
- ・就労支援の強化

成長力底上げ戦略

- ・可能なかぎり就労による自立・生活の向上

鳥取県障害福祉計画

希望する生活を送るための収入確保が図られる取組みを展開

### 鳥取県の現状

障害基礎年金

1か月 約66,000円

平均工賃(H18年度)

1か月 約11,000円

### 生活費

最低限必要な所得

1か月 約10万円

工賃3倍計画

# 小規模作業所等工賃3倍計画について

## (2) 計画の概要

- 目標工賃 月額33,000円以上

最低限必要 約10万円

障害基礎年金 約66,000円

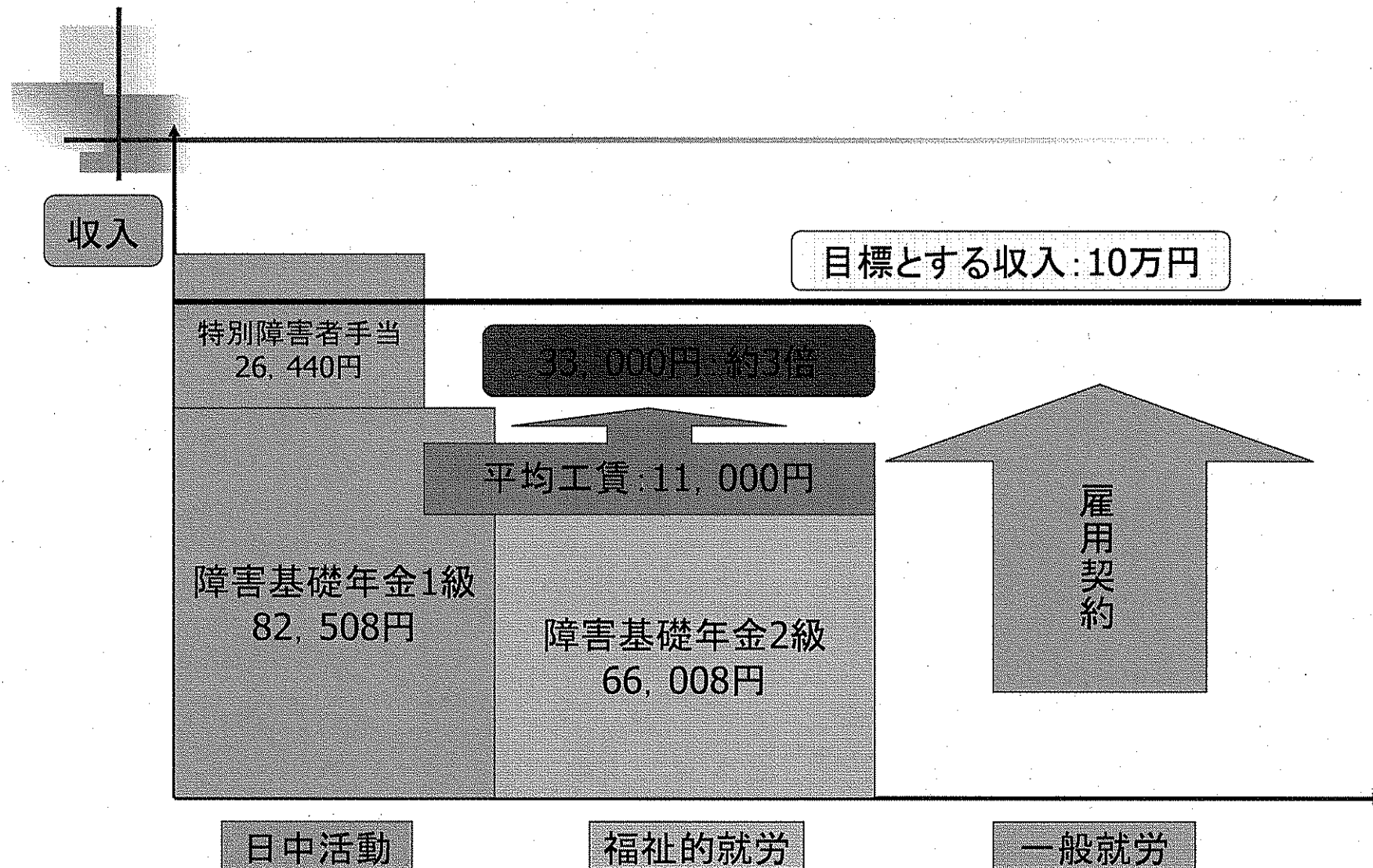
約33,000円

- 計画の期間 平成19年度～平成23年度(5年間)
- 対象事業所

- ・就労継続支援A型事業所
- ・就労継続支援B型事業所
- ・授産施設(小規模通所授産施設を含む)
- ・小規模作業所(新事業体系への移行計画を策定し、工賃引上げに意欲的に取り組む事業所)

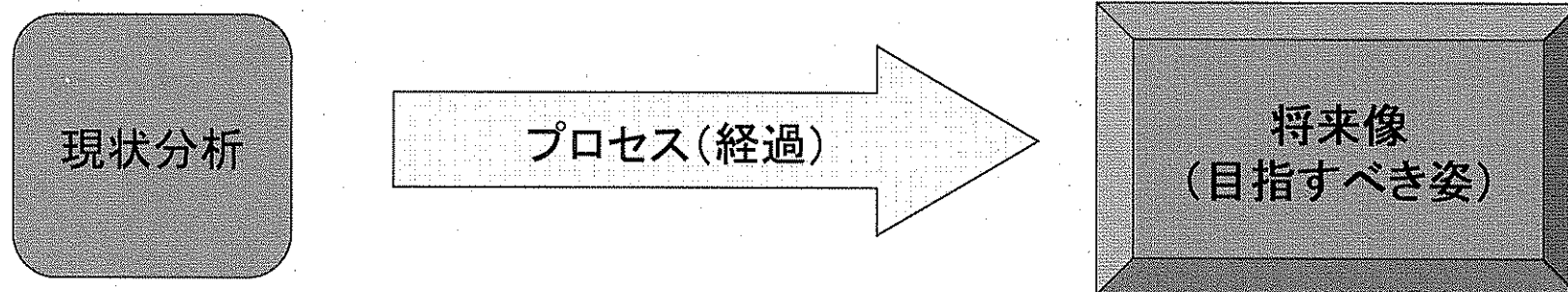
※ 各対象事業所ごとの主体的かつ独自の工賃引上げの取組みに対し、県が支援を行うものであり、3倍、33,000円の実現を強制するものではありません。

障害のある方それぞれの能力・適性に応じ、希望される生活スタイルも異なります。一般就労を目指す方もいらっしゃいます。様々な施策を通じ、個々の障害のある方のニーズに応じた支援を行う事業所を応援します。



## 5 障害福祉サービス事業所として 利用者と何を約束(契約)するか！

- 事業所としての基本理念、将来構想の合意形成



### PDCAサイクルによる自主改善

Plan → Do → Check → Act  
(計画) (実行) (評価) (改善)

# ①現状分析

社会環境：障害者自立支援法の施行

自己決定、自己選択、契約、日割り報酬、地域生活……。

利用者(顧客)のニーズ：現利用者の願いは？潜在的なニーズは？

自己分析：得意分野は？売り(セールスポイント)は？

利用者は満足しているか？不満はないか？

将来の夢、希望を把握しているか？

その夢の実現を支援できているか？……

地域のサービス資源の把握：競合する事業者は？

# 新事業体系への移行に向けた支援

## 指定障害福祉サービス事業における従たる事業所の取扱い

一定の要件を満たす場合に、複数の事業所を一の事業所として指定

### ○ 原則

サービスの提供を行う事業所ごとに指定

### ○ 特例

#### 対象

日中活動サービス

- ・生活介護事業
- ・自立訓練事業  
(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援事業
- ・就労継続支援事業  
(A型・B型)

#### 要件(概略)

##### ア 人員・設備

- ・利用者合計に応じた従業員を確保
- ・「従たる事業所」に常勤・専従の従業員を確保
- ・「従たる事業所」の利用定員が6人(就労継続支援事業は10人)以上

- ・事業所間が概ね30分以内で移動できる距離で、サービス管理責任者の管理上支障がない

##### イ 運営

- ・職員管理、苦情処理等を一体的に対応

一体的な事業所として指定できる

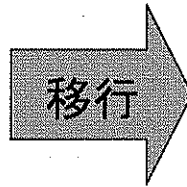
※ 「概ね30分以内で管理上支障がない」とは、同一の圏域内又は隣接圏域で概ね30分以内で移動できる距離

# 小規模作業所の移行促進のための定員要件について

小規模作業所の新事業体系への移行促進のため、一定の要件の下で移行先の定員要件を緩和

## ○ 対象

小規模作業所  
地域活動支援センター



知事が将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域

就労継続支援B型事業  
生活介護事業  
自立訓練事業(機能訓練・生活訓練)  
就労移行支援事業

## ○ 定員要件の緩和

20人 → 10人

※ 知事が認めた地域＝県内全域

## ○ 期間 平成24年3月31日まで



## ② 合意形成

合意とは:利害関係者が満足、少なくとも納得できる点

合意形成とは:利害関係者が合意形成に至るまでの話し合いのプロセス

合意形成の基本形:

- ・利害関係者を特定し招集する。
- ・自分だけでなく全員の「利害・関心」を聞き、少しでも満たし、良くなる案を提案していく。
- ・全員が満足できる、少なくとも納得できる案となったとき、「合意」に至る。

### ③ 利害関係者とは

- 「立場」と「利害・関心」を区分し、特に「利害・関心」に着目。
- 「利害・関心」には3種類ある
  - ① 実質的な利害・関心  
支援員、役員、利用者……
  - ② 心理的な利害・関心  
保護者、ボランティア、地域住民……
  - ③ プロセス上の利害・関心  
自治会、市町村、県……

## ④ 事業所として何をを目指すのか

- 利害関係者の洗い出し
- 合意形成のプロセスを整理  
情報整理、話し合いの順番、時期
- 利害関係者毎に話し合いの場をつくる

PDCAサイクルによる改善を繰り返す

Plan → Do → Check → Act  
(計画) (実行) (評価) (改善)

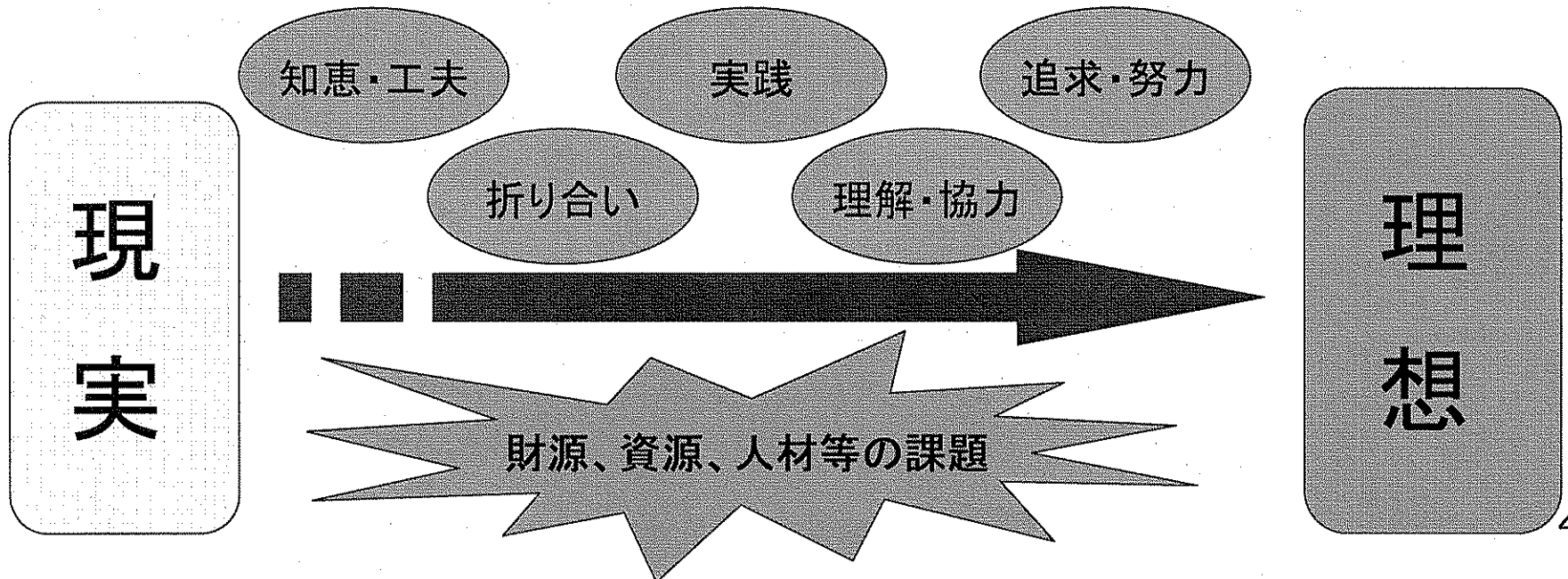
# 最後に

障害のある方が消費者になることが大きな第一歩

それぞれ対場は異なっても

「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」

という目指すべき方向は一つ





御静聴ありがとうございました